

## 「平成 23 年度税制改正に関する意見」重点項目

平成 22 年 11 月 18 日

日本商工会議所

相模原商工会議所

### 1. 中小法人の軽減税率の確実な引き下げを含む、法人実効税率の引き下げ

- 国際競争力の強化、対日投資の活性化のため、**法人実効税率の引き下げは必要である。**
- 経済成長の源泉である中小企業の経営基盤や成長力強化のため、**中小法人の軽減税率は、確実に、11%以下に引き下げて恒久化すべきである。**
- 中小法人の軽減税率を含む法人税率の引き下げは、国内雇用の創出・確保、所得増による消費の拡大等に寄与し、結果として、税収増による財政健全化への貢献が期待される。**中小法人の軽減税率を含む法人税率引き下げのための財源として、経済成長を促進する租税特別措置の縮減は避けるべきである。**

### 2. 中小企業等関係の租税特別措置の拡充・延長・恒久化

- 高い経済成長を実現するためにも、**真に必要な租税特別措置は、恒久化すべきである。**
- 中小企業等の技術開発・研究開発・設備投資を促進するため、本年度末で適用期限を迎える以下の**租税特別措置は、拡充・延長・恒久化を図りたい。**
  - ・**研究開発促進税制**（試験研究費の税額控除限度額を法人税額の 30%で恒久化）、**中小企業等基盤強化税制、中小企業情報基盤強化税制、人材投資促進税制、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制。**
  - ・**中小企業高度化事業の高度化融資特例の延長および拡充**（高度化融資対象への市区町村の追加および都道府県向けと同様の税制措置の創設）**を図りたい。**

### 3. 中小企業関係の租税特別措置の適用範囲の縮小には反対

- 会計検査院から、中小企業関係の租税特別措置について、大企業平均以上の利益を上げる中小企業の適用を縮小すべきとの意見が表示されたが、**適用範囲の縮小には反対する。厳しい経営環境の中、頑張っ**て利益を出している**中小企業の努力を税制面から後押しすることが重要である。**中小企業は年度毎に利益が大きく変動するものであり、ある特定年度のいくつかの事例をもって 250 万の中小企業を対象とする制度を変更すべきではない。

### 4. 中小企業に新たな負担をもたらす地球温暖化対策税には反対

- 「2020年までに1990年比25%削減」という中期目標については、「主要排出国の参加」「国際公平性の確保」「環境と経済が両立する国内対策の実現の可能性」という前提条件を堅持し、条件が満たされない場合には目標値の再検討を行う必要がある。
- 目標を設定したうえで、まず、**地球温暖化対策に必要な費用を明らかにするとともに、地球温暖化対策税については、国内排出量取引制度、再生可能エネルギーの全量買い取り制度と一体的に議論し、全体の負担額を明確にした上で検討すべきであり、現下の経済情勢を鑑みれば、中小企業に新たな負担をもたらす制度には反対である。**
- 同税の使途について、一般財源化は論外である。

### 5. 所得税と相続税の見直しは慎重に

- オーナー課税制度の廃止に伴う措置として、所得課税の見直しを行う際は、経済環境の変化の影響を大きく受けざるを得ず、資金繰りのため恒常的に個人保証を求められるオーナー経営者の実態を十分考慮すべきである。
- 相続税の見直しについては、円滑な事業承継に影響を与えないよう十分配慮し、慎重に検討すべきである。